

環境科学センター業務推進方針

平成 29 年 3 月

神奈川県環境科学センター

I はじめに

本県では、平成 27 年 7 月に策定した県政運営の総合的・基本的指針である「かながわグランドデザイン第 2 期実施計画」を踏まえ、平成 28 年 3 月に環境基本計画を策定した。

環境基本計画は、環境基本条例（平成 8 年神奈川県条例第 12 号）の理念の実現を図るため、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標とし、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の 3 つの施策の分野について 10 年後のめざす姿や施策の方向等を示している。

本方針は、環境基本計画を推進するうえで、環境科学センターの役割を明確にするとともに、同計画の計画期間である平成 28 年度から 37 年度までの取組方針を示す。

なお、本方針は、環境基本計画の施策の見直し等に併せて必要な見直しを行う。

II 基本方針

県民生活に必要な良好な環境を継承していく科学技術拠点として、次世代につなぐ、いのち輝く環境づくりをめざし、次の 3 つの取組みを推進する。

- 1 環境監視等の実施
- 2 調査研究の推進
- 3 環境学習の推進

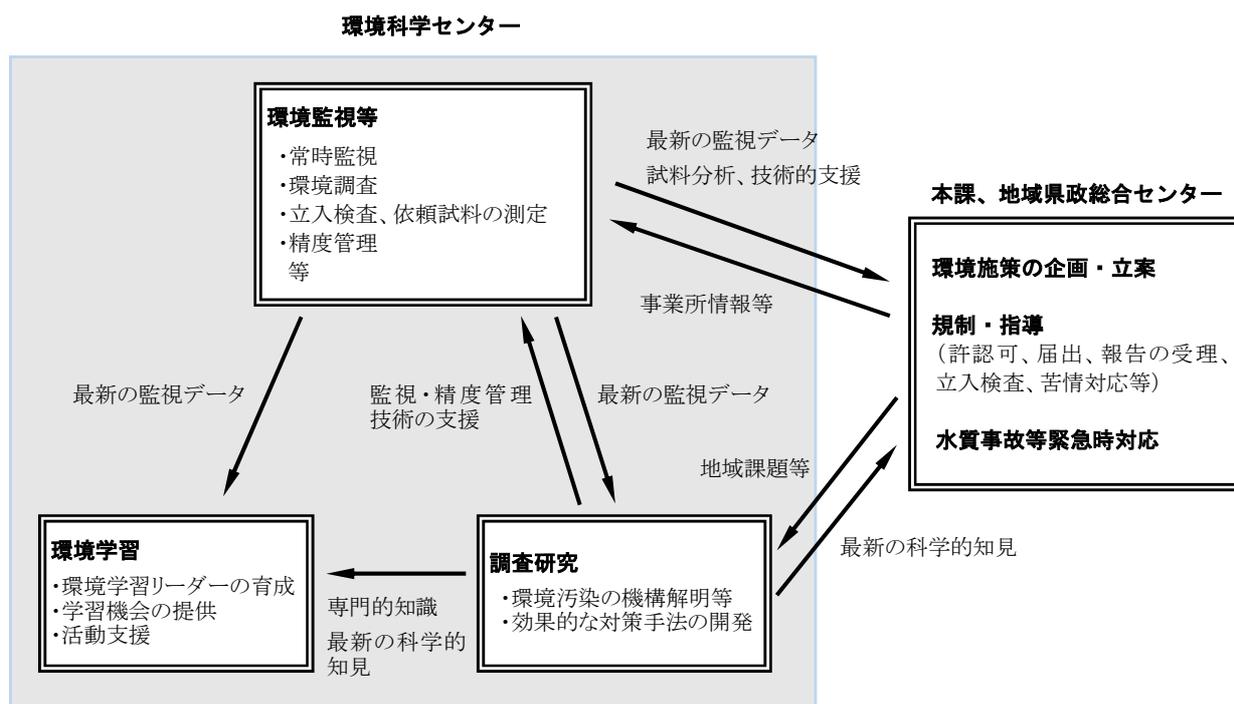


図 3 つの取組と他部局の業務の関係

Ⅲ 3つの取組み

1 取組方針

(1) 環境監視等の実施

ア 環境の状況の的確な把握

環境の状況を的確に把握するため、法令に基づく常時監視を継続して行える体制を維持するとともに、環境問題の複雑化、多様化に対応した環境調査に取り組む。

イ 信頼性の高い測定体制の維持

工場・事業場における法令遵守状況の的確な確認や緊急時における調査依頼への迅速な対応を図るため、法令で定める全ての基準項目を所内で測定し、適切な精度管理を行うことができるよう、必要な人材、設備、化学分析技術等の維持に努める。

(2) 調査研究の推進

ア 施策等への活用結びつく調査研究の実施

持続可能な社会を実現するため、環境問題の解決に向けた施策等への活用結びつく調査研究を行う。また、環境科学センターの強みである化学分析技術を活かしつつ、調査研究内容の重点化を図る。

イ 効果的で効率的な調査研究の実施等

主要な研究課題を対象として内部評価及び外部評価を実施することにより、より効果的で効率的な調査研究の推進を図るとともに、大学等との共同研究や外部資金の導入、他機関との設備の相互利用を目指す。

(3) 環境学習の推進

ア 地域における環境学習の推進

喫緊の課題である地球温暖化対策や資源循環を推進するうえで、より多くの県民が環境問題を身近な課題として捉え、環境負荷を減らすための具体的行動に結びつけることを目指し、学習リーダーの育成などにより地域における環境学習を推進する。

イ 多様な主体との協働・連携

環境学習に取り組む市町村や団体等の活動を支援する取組を進めるとともに、積極的に環境保全行動を進める団体、県民又は事業者など多様な活動主体との連携・協働を推進する。

2 取組内容

(1) 環境監視等の実施

ア 常時監視

法令で定められた次の常時監視を行う。

- ・ 大気汚染防止法に基づく常時監視
- ・ 水質汚濁防止法に基づく常時監視
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視
- ・ 騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視

イ 環境調査

関係機関と連携し、常時監視だけでは把握できない環境の状況の調査、環境の変化が生活環境に与える影響の調査を行う。

<取組例>

- ・ 航空機騒音調査、鉄道騒音・振動調査
- ・ 化学物質環境実態調査
- ・ PM2.5 対策共同調査、浮遊粒子状物質合同調査
- ・ 酸性雨調査
- ・ 水源地域の河川モニタリング調査
- ・ アスベスト一般環境調査
- ・ 環境汚染発生時における環境影響の把握や原因究明調査
- ・ ヒートアイランド現象に係る気温調査

ウ 立入検査等

環境法令に基づく基準項目等の測定を伴う立入検査又は依頼試料の測定を行う。

エ 環境情報の提供及び発信

光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5高濃度予報を行うほか、最新の情報をインターネット等により県民に提供又は発信する。

また、施策の効果検証や新規施策の企画、立案への活用に向けた、常時監視データや特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づく排出量データ等の環境情報の解析を行う。

オ 技術相談、技術支援

関係機関等からの求めに応じた騒音・振動、悪臭等に係る技術相談、技術支援を行う。

カ 精度管理

測定データの信頼性の確保及び精度の向上を図るため、分析業者に委託したものを含む常時監視測定データの精度管理調査の実施その他の精度管理のための取組みを行う。

キ 行政職員に対する研修の実施

環境行政を担当する県及び市町村の職員に対し、環境法令や、環境保全技術等に係る研修を実施する。

(2) 調査研究の推進

ア 調査研究区分

調査研究を、①環境基本計画で定められた重点施策の推進のため、長期的対応事項として概ね3年から5年で取組む「プロジェクト研究」、②県内の特定の地域で問題となっている環境課題に対応するため、短期的対応事項として概ね1年ないし2年で取組む「地域課題研究」、③他研究機関との共同研究や受託研究などの「その他の調査研究」に区分して実施する。

イ 調査研究内容

次の調査研究に重点を置いて取り組む。

なお、地球温暖化対策を含めた持続可能な社会の実現という視点を常に意識しながら提案型の調査研究に取り組む。

(ア) PM2.5、光化学オキシダントなど未解決の大気・水環境問題の改善に資する調査研究

(イ) 化学物質による環境負荷の低減に資する調査研究

(ウ) 循環型社会の実現に資する調査研究

ウ 成果の普及等

調査研究成果は、報告書、ホームページ、学会発表等により公表するとともに、業績発表会の開催等により県民や事業者の環境保全意識の醸成を図る。

(3) 環境学習の推進

ア 主な対象分野

大気環境・騒音、水環境（水生生物など水辺の自然環境を含む。）、化学物質、地球環境及び廃棄物・リサイクル等を中心分野として取り組む。

なお、持続可能な社会の実現のため、環境のみならず社会・経済をはじめとする幅広い視点を考慮し行うよう努める。

イ 地域の環境学習を担う人材の育成

環境学習のすそ野を広げるため、地域で環境学習に取り組む人材（環境学習リーダー）の育成に取り組むとともに、地域への人材情報の提供を行う。

ウ 環境学習の機会の提供

環境出前講座、次世代を担う若年層を対象とした体験を重視した学習講座、地域で環境保全活動に取り組む県民を対象とした講座の実施など、様々なニーズや階層に向けた環境学習の機会を提供する。

エ 活動支援

環境学習や環境保全活動に取り組む県民や団体への環境学習用の資機材の貸出、環境情報の提供、相互交流や活動拠点として利用できるスペースの提供、環境学習の講師の紹介など、地域における環境学習・環境保全活動への支援を行う。

オ 関係団体・関係機関との協働・連携

環境学習活動の推進にあたり、NPO、市町村環境学習担当部局、地球温暖化防止活動推進センターなど、関係団体、関係機関との協働・連携の取組みを進める。